

事 務 連 絡
平成18年9月22日

社団法人 日本病院会 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の制定に伴う
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方社会保険事務局長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県老人医療主管部（局）老人医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発第0922001号
平成18年9月22日

地方社会保険事務局長 殿
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長 殿
都道府県老人医療主管部（局）
老人医療主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の制定に伴う
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

今般、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」（平成18年厚生労働省告示第513号）が公布され、歯科用貴金属材料の材料価格改定が行われたところである。これに伴い「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成18年厚生労働省告示第96号）のVIに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正するので、関係者に周知徹底を図られたく通知する。

なお、本通知は平成18年10月1日から適用する。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の制定に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」（平成18年3月6日保医発第0306006号）の別紙1を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造 (1 歯につき)

- 1 メタルコア
 - (1) 大白歯 45 点
 - (2) 小白歯・前歯 28 点
- 2 その他
 - (1) 大白歯 36 点
 - (2) 小白歯・前歯 23 点

M005 装着

- 1 歯冠修復物 (1 個につき)
 - (1) 歯科用合着・接着材料 I 16 点
 - (2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点
 - (3) 歯科用合着・接着材料 III 4 点
- 2 仮着 (1 歯につき) 4 点
- 3 副子の装着の場合 (1 歯につき)
 - (1) 歯科用合着・接着材料 I 16 点
 - (2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点
 - (3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填 (1 窩洞につき)

[金属小釘を使用した場合は次の材料料と金属小釘料との合計により算定する。]

- 1 銀錫アマルガム
 - (1) 単純なもの 13 点
 - (2) 複雑なもの 29 点
- 2 歯科充填用材料 I
 - (1) 単純なもの 11 点
 - (2) 複雑なもの 28 点

注 クリアフィルCRインレー、パルフィークインレー、クルツァーインレーCSセット、スリーエムレジニンレーシステム、ベルフィールインレー、ライトフィルCRインレーを用いて、インレー修復の単純なものを行った場合の保険医療材料は(2)により、インレー修復の複雑なものを行った場合の保険医療材料は(1)及び(2)を合算し算定する。

- 3 歯科充填用材料 II
 - (1) 単純なもの 5 点
 - (2) 複雑なもの 11 点

注 SR-イソシットインレーを用いてインレー修復の単純なものを行った場合の保険医療材料は(2)により、インレー修復の複雑なものを行った場合の保険医療材料は(1)及び(2)を合算し算定する。

- 4 歯科充填用材料 III 2 点

M010 鑄造歯冠修復 (1 個につき)

- 1 14カラット金合金
 - (1) インレー
 - 複雑なもの 457 点
 - (2) 4分の3冠 571 点
- 2 金銀パラジウム合金 (金12%以上)

(1) 大臼歯	
イ インレー	
a 単純なもの	74点
b 複雑なもの	136点
ロ 5分の4冠	172点
ハ 全部鑄造冠	216点
(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー	
a 単純なもの	50点
b 複雑なもの	100点
ロ 4分の3冠	123点
ハ 5分の4冠	123点
ニ 全部鑄造冠	155点

3 鑄造用ニッケルクロム合金

(1) 大臼歯	
イ インレー	
a 単純なもの	4点
b 複雑なもの	4点
ロ 5分の4冠	8点
ハ 全部鑄造冠	11点
(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー	
a 単純なもの	4点
b 複雑なもの	4点
ロ 4分の3冠	6点
ハ 5分の4冠	6点
ニ 全部鑄造冠	8点

4 銀合金

(1) 大臼歯	
イ インレー	
a 単純なもの	13点
b 複雑なもの	23点
ロ 5分の4冠	29点
ハ 全部鑄造冠	36点
(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー	
a 単純なもの	8点
b 複雑なもの	17点
ロ 4分の3冠 (乳歯を除く。)	21点
ハ 5分の4冠 (乳歯を除く。)	21点
ニ 全部鑄造冠	26点

M011 前装鑄造冠 (1歯につき)

1 金銀パラジウム合金 (金12%以上) を用いた場合	193点
2 鑄造用ニッケルクロム合金を用いた場合	18点
3 銀合金を用いた場合	58点

M012 帯環金属冠（1歯につき）

1 金銀パラジウム合金（金12%以上）

(1) 嚙面圧印冠

イ 大白歯 157点

ロ 小白歯 118点

(2) 嚙面鑄造冠及び充実冠

イ 大白歯 240点

ロ 小白歯 173点

2 その他 44点

M013 歯冠継続歯（1歯につき）

〔次の材料料（金属材料料とレジン材料料を含む。）と人工歯料との合計により算定する。〕

1 14カラット金合金裏装 429点

2 金銀パラジウム合金裏装（金12%以上） 101点

3 その他 17点

M014 ジャケット冠（1歯につき）

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 歯につき 2点

M015 硬質レジンジャケット冠（1歯につき）

1 歯冠用加熱重合硬質レジン 8点

2 歯冠用光重合硬質レジン 216点

M016 乳歯金属冠（1歯につき） 39点

M017 ポンティック（ダミー）（1歯につき）

1 鑄造ポンティック（ダミー）

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大白歯 249点

ロ 小白歯 187点

(2) 銀合金又はニッケルクロム合金

大白歯・小白歯 31点

2 金属裏装ポンティック（ダミー）

〔次の材料料（金属材料料とレジン材料料を含む。）と人工歯料との合計により算定する。〕

(1) 14カラット金合金 429点

(2) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 前歯 101点

ロ 小白歯 127点

(3) 銀合金又はニッケルクロム合金

前歯・小白歯 21点

3 前装鑄造ポンティック（ダミー）

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合 150点

(2) 銀合金又はニッケルクロム合金を用いた場合 40点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1 局部義歯（1床につき）

(1) 1歯から4歯まで 2点

(2) 5歯から8歯まで 3点

(3) 9歯から11歯まで 5点

(4) 12歯から14歯まで	7点
2 総義歯（1顎につき）	7点
M019 スルフォン樹脂有床義歯（1床につき）	
〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕	
スルフォン樹脂有床義歯（1床につき）	50点
M020 鑄造鉤（1個につき）	
1 14カラット金合金	
(1) 双歯鉤	
イ 大・小白歯	493点
ロ 犬歯・小白歯	401点
(2) 両翼鉤（レストつき）	
イ 大白歯	401点
ロ 犬歯・小白歯	308点
ハ 前歯（切歯）	237点
2 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1) 双歯鉤	
イ 大・小白歯	199点
ロ 犬歯・小白歯	156点
(2) 両翼鉤（レストつき）	
イ 大白歯	137点
ロ 犬歯・小白歯	119点
ハ 前歯（切歯）	110点
3 鑄造用ニッケルクロム合金、鑄造用コバルトクロム合金	5点
M021 線鉤（1個につき）	
1 不銹鋼及び特殊鋼	10点
2 14カラット金合金	
(1) 双歯鉤	258点
(2) 両翼鉤（レストつき）	199点
M022 フック、スパー（1個につき）	
不銹鋼及び特殊鋼	7点
M023 バー（1個につき）	
1 鑄造バー	
(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）	319点
(2) 鑄造用ニッケルクロム合金、鑄造用コバルトクロム合金	19点
2 屈曲バー	
(1) 不銹鋼及び特殊鋼	46点
(2) 金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ パラタルバー	616点
ロ リンガルバー	573点

特定保険医療材料 (使用歯科材料) の算定について・新旧対照表

改 定 後	現 行
<p>特定保険医療材料及びその材料価格 (材料価格基準) の制定に伴う特定保険医療材料 (使用歯科材料) の算定について</p> <p>1~3 (略)</p> <p>(別紙1) 材料料</p> <p>M002 支台築造 (1歯につき)</p> <p>1 メタルコア</p> <p>(1) 大白歯 <u>45点</u></p> <p>(2) 小臼歯・前歯 <u>28点</u></p> <p>2 (略)</p> <p>M005、M009 (略)</p> <p>M010 鑄造歯冠修復 (1個につき)</p> <p>1 14カラット金合金</p> <p>(1) インレー 複雑なもの <u>457点</u></p> <p>(2) 4分の3冠 <u>571点</u></p> <p>2 金銀パラジウム合金 (金12%以上)</p> <p>(1) 大白歯</p> <p>イ インレー</p> <p>a 単純なもの <u>74点</u></p> <p>b 複雑なもの <u>136点</u></p> <p>ロ 5分の4冠 <u>172点</u></p> <p>ハ 全部鑄造冠 <u>216点</u></p> <p>(2) 小臼歯・前歯</p> <p>イ インレー</p> <p>a 単純なもの <u>50点</u></p> <p>b 複雑なもの <u>100点</u></p> <p>ロ 4分の3冠 <u>123点</u></p> <p>ハ 5分の4冠 <u>123点</u></p> <p>ニ 全部鑄造冠 <u>155点</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>特定保険医療材料及びその材料価格 (材料価格基準) の制定に伴う特定保険医療材料 (使用歯科材料) の算定について</p> <p>1~3 (略)</p> <p>(別紙1) 材料料</p> <p>M002 支台築造 (1歯につき)</p> <p>1 メタルコア</p> <p>(1) 大白歯 <u>39点</u></p> <p>(2) 小臼歯・前歯 <u>24点</u></p> <p>2 (略)</p> <p>M005、M009 (略)</p> <p>M010 鑄造歯冠修復 (1個につき)</p> <p>1 14カラット金合金</p> <p>(1) インレー 複雑なもの <u>391点</u></p> <p>(2) 4分の3冠 <u>488点</u></p> <p>2 金銀パラジウム合金 (金12%以上)</p> <p>(1) 大白歯</p> <p>イ インレー</p> <p>a 単純なもの <u>52点</u></p> <p>b 複雑なもの <u>96点</u></p> <p>ロ 5分の4冠 <u>120点</u></p> <p>ハ 全部鑄造冠 <u>151点</u></p> <p>(2) 小臼歯・前歯</p> <p>イ インレー</p> <p>a 単純なもの <u>35点</u></p> <p>b 複雑なもの <u>70点</u></p> <p>ロ 4分の3冠 <u>86点</u></p> <p>ハ 5分の4冠 <u>86点</u></p> <p>ニ 全部鑄造冠 <u>108点</u></p> <p>3 (略)</p>

4 銀合金			
(1) 大白歯	13点	12点	
イ インレー	23点	20点	
a 単純なもの	29点	26点	
b 複雑なもの	36点	32点	
ロ 5分の4冠			
ハ 全部鑄造冠			
(2) 小臼歯・前歯・乳歯			
イ インレー	8点	7点	
a 単純なもの	17点	15点	
b 複雑なもの	21点	18点	
ロ 4分の3冠 (乳歯を除く。)	21点	18点	
ハ 5分の4冠 (乳歯を除く。)	26点	24点	
ニ 全部鑄造冠			
M011 前装鑄造冠 (1歯につき)	193点	135点	
1 金銀パラジウム合金 (金12%以上) を用いた場合			
2 (略)	58点	52点	
3 銀合金を用いた場合			
M012 帯環金属冠 (1歯につき)			
1 金銀パラジウム合金 (金12%以上)			
(1) 嚙面圧印冠	157点	110点	
イ 大白歯	118点	82点	
ロ 小臼歯			
(2) 嚙面鑄造冠及び充実冠	240点	168点	
イ 大白歯	173点	121点	
ロ 小臼歯			
2 (略)			
M013 歯冠継続歯 (1歯につき)	499点	367点	
[次の材料料 (金属材料料とレジジン材料料を含む。) と人工歯料との合計により算定する。]	101点	71点	
1 14カラット金合金裏装	17点	15点	
2 金銀パラジウム合金裏装 (金12%以上)			
3 その他			
M014~M016 (略)			
M017 ポンテティック (ダミー) (1歯につき)			
1 鑄造ポンテティック (ダミー)	249点	174点	
(1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	187点	131点	
イ 大白歯			
ロ 小臼歯			
(2) 銀合金又はニッケルクロム合金	31点	29点	
大白歯・小臼歯			

2 金属裏装ポンテティック (ダミー) [次の材料料 (金属材料とレジジン材料料を含む。) と人工歯料との合計により算定する。]	429点	2 金属裏装ポンテティック (ダミー) [次の材料料 (金属材料とレジジン材料料を含む。) と人工歯料との合計により算定する。]	367点
(1) 14カラット金合金	101点	(1) 14カラット金合金	71点
(2) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	127点	(2) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	89点
イ 前歯		イ 前歯	20点
ロ 小臼歯		ロ 小臼歯	105点
(3) 銀合金又はニッケルクロム合金 前歯・小臼歯	21点	(3) 銀合金又はニッケルクロム合金 前歯・小臼歯	39点
3 前装製造ポンテティック (ダミー)		3 前装製造ポンテティック (ダミー)	
(1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上) を用いた場合	150点	(1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上) を用いた場合	
(2) 銀合金又はニッケルクロム合金を用いた場合	40点	(2) 銀合金又はニッケルクロム合金を用いた場合	
M018、M019 (略)		M018、M019 (略)	
M020 鑄造鈎 (1個につき)		M020 鑄造鈎 (1個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	
(1) 双歯鈎	493点	(1) 双歯鈎	407点
イ 大・小臼歯	401点	イ 大・小臼歯	331点
ロ 犬歯・小臼歯		ロ 犬歯・小臼歯	
(2) 両翼鈎 (レストつき)	401点	(2) 両翼鈎 (レストつき)	
イ 大臼歯	308点	イ 大臼歯	331点
ロ 犬歯・小臼歯	237点	ロ 犬歯・小臼歯	254点
ハ 前歯 (切歯)		ハ 前歯 (切歯)	196点
2 金銀パラジウム合金 (金12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	
(1) 双歯鈎	199点	(1) 双歯鈎	139点
イ 大・小臼歯	156点	イ 大・小臼歯	109点
ロ 犬歯・小臼歯		ロ 犬歯・小臼歯	
(2) 両翼鈎 (レストつき)	137点	(2) 両翼鈎 (レストつき)	
イ 大臼歯	119点	イ 大臼歯	96点
ロ 犬歯・小臼歯	110点	ロ 犬歯・小臼歯	83点
ハ 前歯 (切歯)		ハ 前歯 (切歯)	77点
3 (略)		3 (略)	
M021 線鈎 (1個につき)		M021 線鈎 (1個につき)	
1 (略)	258点	1 (略)	217点
2 14カラット金合金	199点	2 14カラット金合金	168点
(1) 双歯鈎		(1) 双歯鈎	
(2) 両翼鈎 (レストつき)		(2) 両翼鈎 (レストつき)	
M022 (略)		M022 (略)	
M023 バー (1個につき)		M023 バー (1個につき)	
1 鑄造バー	319点	1 鑄造バー	223点
(1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	
(2) (略)		(2) (略)	

2 屈曲バー

- (1) (略)
 - (2) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)
- イ パラタルバー
ロ リンガルバー

(別紙2) (略)

616点
578点

2 屈曲バー

- (1) (略)
 - (2) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)
- イ パラタルバー
ロ リンガルバー

(別紙2) (略)

458点
411点